

白山市エコハウス設備設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民の居住する住宅において再生可能エネルギー設備又は住宅の環境性能を向上させる設備を導入することにより地球温暖化対策の推進を図るため、これらの設備の設置等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、住居部分に電力を供給するシステムをいう。
- (2) 住宅用蓄電システム 蓄電池部及び電力変換装置から構成される一体の装置により住居部分に電力を供給するシステムをいう。
- (3) V2H放充電設備 電気自動車等と住宅の間で相互に電力を供給できる機器をいう。
- (4) HEMS 家庭での電力使用量等を自動で計測してエネルギーの可視化を図るとともに、電力使用量等を調整するなどの制御機能を有するシステムをいう。
- (5) 木質ペレット 間伐材、端材等の木材を粉碎したものを円筒状に固めたものをいう。
- (6) 木質バイオマスストーブ 木質ペレット又は薪を燃料とするストーブをいう。
- (7) 開口部の断熱改修 既存住宅の窓のガラス交換、内窓設置及び外窓交換をいう。
- (8) エコハウス設備等 住宅用蓄電システム、V2H放充電設備、HEMS、木質バイオマスストーブ及び開口部の断熱改修をいう。
- (9) エコーネットライト 一般社団法人エコーネットライトコンソーシアム

により策定されたHEMSにおける標準通信規格をいう。

- (10) 市民 本市に住所を有する者又はエコハウス設備等（開口部の断熱改修を除く。）が設置された住宅の購入により新たに本市に住所を有することとなる者をいう。
- (11) 需要家 補助金の対象となる住宅用太陽光発電システムから発電された電気を使用する市民をいう。
- (12) P P A 需要家の住宅に需要家以外の者が住宅用太陽光発電システムを当該需要家以外の者の費用により設置し、当該住宅用太陽光発電システムから発電された電力を当該需要家に供給し、供給した電力に応じた料金を当該需要家から受け取る契約方式をいう。
- (13) ファイナンスリース 需要家が賃借人であり、賃貸人が当該需要家の住宅に住宅用太陽光発電システムを当該賃貸人の費用により設置し、当該設備の取得価格及び設置に係る諸経費をリース料として支払う契約をいう。

（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己が所有し、かつ、居住する市内の住宅（住宅用蓄電システム、V 2 H放充電設備及びHEMSにあっては、店舗等との併用住宅を含む。以下同じ。）に自己所有のエコハウス設備等の設置（開口部の断熱改修にあっては、施工業者に委託して行う当該改修の実施をいう。以下同じ。）を行う市民
- (2) 自己が所有し、かつ、居住する目的でエコハウス設備等（開口部の断熱改修を除く。）が設置された住宅を購入する市民
- (3) 自己が所有し、かつ、居住する目的で住宅用太陽光発電システムが設置された住宅を購入する市民であって、当該住宅に蓄電池又はV 2 H放充電設備を設置するもの
- (4) 市民が所有し、かつ、居住する市内の住宅に、当該市民を需要家として、P P A又はファイナンスリースにより住宅用太陽光発電システムを設置する者であって、当該システムと併せて蓄電池又はHEMSを設置するもの
（補助対象設備）

第4条 補助の対象となるエコハウス設備等及び住宅用太陽光発電システムは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 住宅用蓄電システム 次のいずれにも該当するもの

ア 住宅用太陽光発電システムと同時に設置されるものであること又は既設の住宅用太陽光発電システムに付加して設置されるものであること。

イ 未使用のものであること。

ウ その設置が法令及び条例等に適合していること。

エ 設備の導入に関し、過去に本市から補助金（附則第2項各号に規定する告示による補助金を含む。）の交付を受けていないこと。

オ 電力会社と、太陽光発電設備の系統連系に伴う電力受給に関する契約を締結していること。

カ 配線方法が余剰配線であること。

キ 発電する電力量を測定できること。

ク 併せて設置する又は既に設置されている太陽電池の公称最大出力の合計値が、2キロワット以上であること。

(2) V2H放充電設備 次のいずれにも該当するもの

ア 住宅用太陽光発電システムと同時に設置されるもの又は既設の住宅用太陽光発電システムに付加して設置されるものであること。

イ 前号イからクまでのいずれにも該当すること。

ウ 住宅用太陽光発電システムと常時接続し、当該システムにおいて発電する電力の放充電ができること。

エ 一般社団法人次世代自動車復興センターにより国の補助事業における補助対象機器として登録されていること。

(3) HEMS 次のいずれにも該当するもの

ア 住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムと同時に設置されるものであること。

イ 第1号イからクまでのいずれにも該当すること。

ウ 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を計測し及び蓄積し、これらを可視化する機能を有すること。

エ エコネットライトによる空調、照明等の電力使用量を調整するため

の制御機能を有していること。

オ エコーネットライトを標準的な通信方式として搭載していること。

(4) 木質バイオマスストーブ 次のいずれにも該当するもの

ア 第1号イからエまでのいずれにも該当すること。

イ 安定した燃焼を確保するため、燃料の定量的な供給ができる構造であること。

(5) 開口部の断熱改修 次のいずれにも該当するもの

ア 次のいずれかの方法により設置又は交換をするものであること。

(ア) ガラスを高断熱ガラスに交換する方法

(イ) 既存の窓の内側に新しい窓を設置する方法

(ウ) 既存窓を取り除き、断熱窓に交換する方法

イ 熱貫流率が1.9ワット毎平方メートル毎ケルビン以下であること。

ウ 施工箇所の主たる居室(日常生活上在室時間が長い居室をいう。以下同じ。)の外気に接する部分のうち次に掲げるもの以外の部分全てが含まれていること。

(ア) ガラス交換において、ガラスの寸法が0.1平方メートル未満のもの

(イ) 内窓設置又は外窓交換において、サッシの外形寸法が0.2平方メートル未満のもの

(ウ) 天窗その他の換気を目的とする窓

(エ) 勝手口その他の屋外との出入りを目的とする扉に設置された窓

(オ) 既に熱貫流率が1.9ワット毎平方メートル毎ケルビン以下である窓

エ 施工箇所が主たる居室、トイレ又は浴室であること。

(6)住宅用太陽光発電システム 次のいずれにも該当するもの

ア 住宅用蓄電システム又はV2H放充電設備と同時に設置されるものであること。

イ 第1号イからキまでのいずれにも該当すること。

ウ 太陽電池の公称最大出力の合計値が、2キロワット以上であること。

エ PPAの場合は、補助金額相当分がサービス料金から控除されること。

オ ファイナンスリースの場合は、補助金額相当分がリース料金から控除

されること。

(補助対象費用)

第5条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、エコハウス設備等の設置に必要な費用（住宅用蓄電システム又はV2H放充電設備と併せて太陽光発電システムを設置する場合は、当該太陽光発電システムの設置に必要な費用を含む。）及びこれと一体不可分の工事に要する費用（これらの費用について国又は石川県から補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を控除した費用）とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げるエコハウス設備等の区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

- (1) 住宅用蓄電システム 補助対象費用の2分の1に相当する額
- (2) V2H放充電設備 補助対象費用の2分の1に相当する額
- (3) HEMS 補助対象費用に相当する額
- (4) 木質バイオマスストーブ 補助対象費用の2分の1に相当する額
- (5) 開口部の断熱改修 次に掲げる断熱改修の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア ガラス交換 次に掲げるガラスの寸法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に設置枚数を乗じて得た額を合計した額

- (ア) 0.1平方メートル以上0.8平方メートル未満 1,500円
- (イ) ガラスの寸法が0.8平方メートル以上1.4平方メートル未満
2,500円
- (ウ) ガラスの寸法が1.4平方メートル以上 4,000円

イ 内部設置及び外窓交換 次に掲げるサッシの外形寸法の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に設置枚数を乗じて得た額を合計した額

- (ア) 0.2平方メートル以上1.6平方メートル未満 4,000円
- (イ) 1.6平方メートル以上2.8平方メートル未満 7,000円
- (ウ) 2.8平方メートル以上 10,000円

2 補助金の限度額は、次の各号に掲げるエコハウス設備等の区分に応じ、当

該各号に定めるものとする。

- (1) 住宅用蓄電システム 50,000円。ただし、住宅用太陽光発電システムと併せて設置する場合は、住宅用太陽光発電システムと合わせて100,000円とする。
- (2) V2H放充電設備 50,000円。ただし、住宅用太陽光発電システムと併せて設置する場合は、住宅用太陽光発電システムと合わせて100,000円とする。
- (3) HEMS 10,000円
- (4) 木質バイオマスストーブ 80,000円
- (5) 開口部の断熱改修 50,000円

3 補助金の限度額は、次の各号に掲げるエコハウス設備等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（次項に規定する者を除く。）は、エコハウス設備等の設置を行う場合にあっては当該設置に係る事業の着手の日までに、エコハウス設備等が設置された住宅を購入する場合にあっては当該住宅の購入契約の締結日から1月以内に、必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、当該申請の期限を延長することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、その旨を当該申請をした者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

(代行者による手続)

第8条 申請者は、前条第1項の規定による申請に係る手続を、エコハウス設備等の販売等を業とする者（以下「代行者」という。）に代行させることができる。

2 代行者は、前項の規定により申請者の依頼を受けて手続を代行したときは、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、当該申請者に関して得た個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 市長は、代行者が偽りその他不正の手段により手続の代行を行った疑いが

あるときは、必要な調査を行うことができる。

(報告等の求め)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助対象設備に関する報告及び本市が行う地球温暖化対策事業への協力を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定による報告等の求めを受けたときは、これに誠実に対応しなければならない。

3 第1項の規定による報告等を求めることができる期間は、補助対象設備を設置した日から3年以内とする。

(適用除外)

第10条 市長は、補助金の交付を受けようとする者（P P A及びファイナンスリースの場合における需要家を含む。）が次のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しない。

(1) 市税の滞納があること。

(2) エコハウス設備等の設置について、他の告示に基づく補助金（これに準ずる金銭を含む。）の交付を受けていること。

(3) エコハウス設備等の設置が営利を目的としたものであること。ただし、P P A及びファイナンスリースの場合を除く。

(4) エコハウス設備等の設置を行う住宅が集合住宅であること。

(申請書等)

第11条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

(1) 規則第3条に規定する補助金交付申請書（規則様式第1号）

(2) 規則第5条に規定する補助事業変更等承認申請書（規則様式第2号）

(3) 規則第6条に規定する補助金交付決定通知書（規則様式第3号）

(4) 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（規則様式第5号）

(5) 規則第13条に規定する補助金交付確定通知書（規則様式第6号）又は補助金交付決定及び額の確定通知書（規則様式第6号の2）

(6) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年5月1日から施行する。

(白山市再生可能エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱及び白山市自立・分散型エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

(1) 白山市再生可能エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱（平成22年白山市告示第71号）

(2) 白山市自立・分散型エネルギー設備設置事業費補助金交付要綱（令和3年白山市告示第167号）

(経過措置)

3 前項各号に掲げる告示（以下「旧告示」という。）の規定によりこの告示の施行日前までにされた補助金の交付申請に係る取扱いについては、この告示の施行後も、なお旧告示の例による。

4 HEMSの設置に係る工事の着工の日が令和5年4月1日から同月30日までの期間にある場合であって、かつ、当該HEMSと同時に設置される住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムの設置に係る補助金の交付申請が旧告示により行われているときは、第7条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により旧告示の例によることとされる住宅用太陽光発電システム又は住宅用蓄電システムの設置に係る実績報告書を提出する日までに、当該HEMSに係る補助金の交付の申請ができるものとする。

附 則（令和7年白山市告示第142号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。